

まちなかオーガニックマルシェ特区

(申請者：すこやかな大地と食卓プロジェクト)

1. 申請内容

(1) 事業内容

出雲市駅前の主要地方道出雲市停車場線の歩道区域を会場として、環境保全型農業で生み出された農産物等の販売PRを目的としたマルシェを開催する。

・開催期間：年6回程度

(2) 特区の範囲

主要地方道出雲市停車場線 出雲市今市町（三京橋交差点～駅前交差点）

（出雲市今市町678番地先から出雲市今市町971-13番地先まで）

(3) 目指す地域活性化

・消費者に安心・安全な農産物を購入できる場所を提供する。

・生産者に消費者と直接交流する場所を提供し、環境保全型農業の普及啓発を図る。

・環境保全型農業に取り組む生産者の販路開拓を支援することで、農業の振興を図る。

・マルシェを開催することにより、ひとの賑わいを創出し、観光交流人口の拡大を目指す。

2. 規制の内容

(1) 道路使用許可単位

許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている

(2) 道路使用及び道路占用許可期間

許可期間は、道路の安全と円滑な利用及び周辺交通に及ぼす交通障害などを勘案し、最長1ヶ月としている。

(3) 道路使用許可申請に係る手数料の納付

道路に工作物等を設置するときは、1件につき2,200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

3. 対応方針

この事業は、「すこやかな大地と食卓プロジェクト」が計画書に基づき、設置する物件等を把握し、安全管理のための点検体制も構築し、一体的に管理・運営が図られることや、ひとの賑わい創出による地域の活性化、子ども向けの体験交流活動、商店街の美化清掃活動の実施など、公共性・公益性が高い事業と認められることから、規制を緩和する。

(1) 道路使用許可単位の緩和【関係法令等：道路交通法】

⇒実施主体による包括一件申請を認めるものとする

(2) 道路占用許可及び道路使用許可の緩和【関係法令等：道路交通法、道路法】

⇒最長3ヶ月を認めるものとする

(3) 道路使用許可申請手数料の免除【関係法令等：警察に関する手数料条例】

⇒手数料免除を認める